神奈川県弁護士会人権擁護委員会

人権かながわ 2021

2021年10月29日発行
第29号

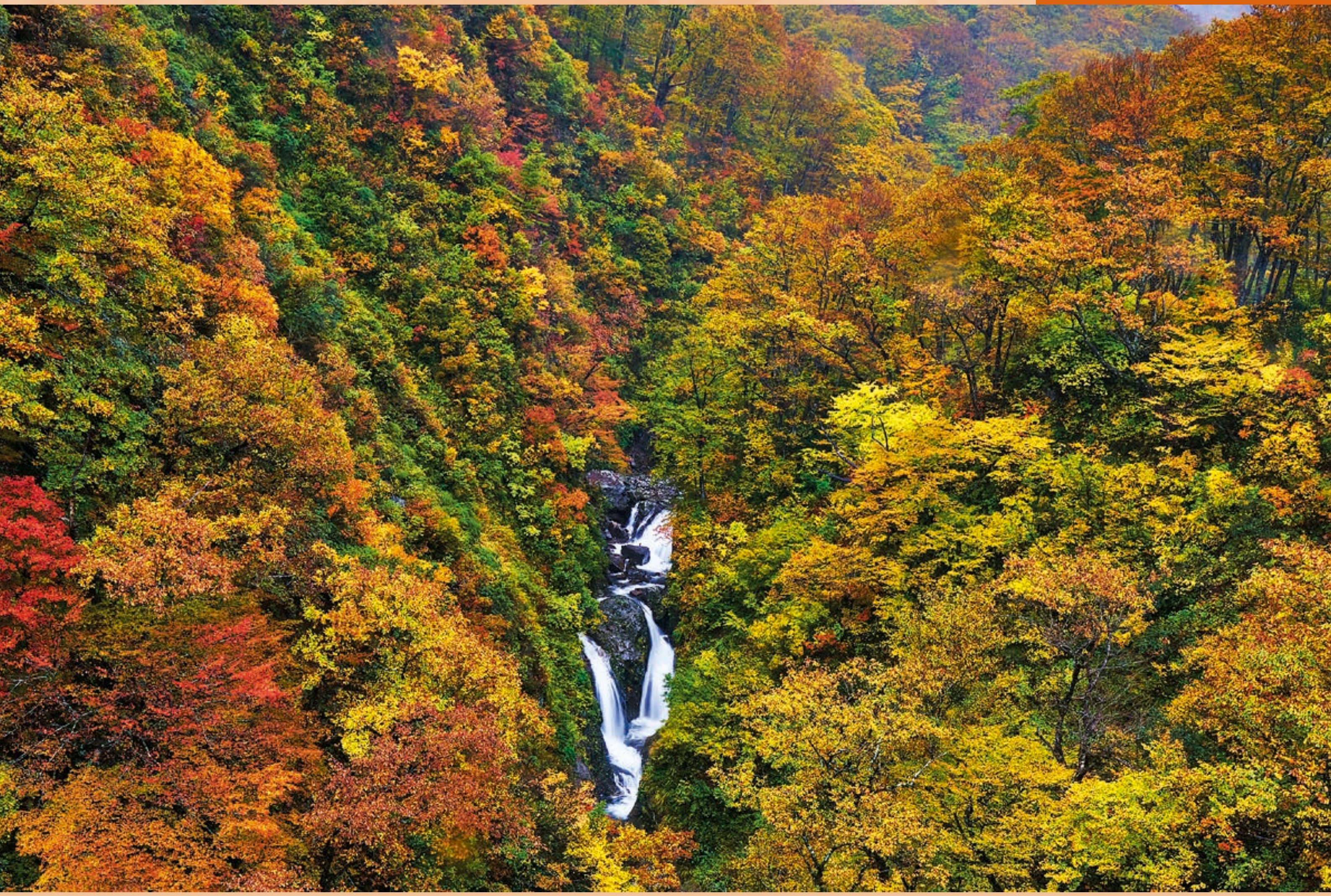

新潟奥胎内　撮影：会員　山本　安志

Contents

2 巻頭言……………………… 神奈川県弁護士会会長　二川　裕之

3 ●事件報告
受刑者の民事訴訟への出廷不許可処分に対する人権救済申立
事件 ……………………………………… 事件委員会委員

5 ●部会報告
基　地　登戸研究所訪問記 …………………… 委員　山岡　遥平
7 基　地　重要土地等利用規制法で市民運動はどうなるか
…………………… 委員　福田　　護

8 すべての性の平等
親権制度をめぐる法制審について … 委員　斉藤　秀樹
10 外国人　【寄稿】名古屋入管スリランカ人女性死亡事案
から見えるもの …………
未来入管フォーラム代表（元入国審査官）木下　洋一
12 働く人　ハラスメント・アンケートの分析・総括と
弁護士会の意識改革について ……… 委員　松本　育子
14 医　療　医療の分野における人権課題 ……… 委員　小林　展大

16 ●委員会報告
2021年の人権擁護委員会の活動について…… 委員長　櫻井みぎわ

巻頭言

神奈川県弁護士会　会長　二川　裕之

「人権課題のるつぼ」からの脱却を！

1　2020年来の未曽有の新型コロナ禍により、さまざまな人権課題が噴出してきているように感じる。

もちろん、人権課題は新型コロナウイルス感染拡大前からも存在していた。しかし、伏在して水面下に潜っていたものまで、新型コロナ禍を契機として、続々と表に現われてきたように思う。

典型的なのは、児童虐待やＤＶだ。テレワークの推奨などにより、家にいることが多くなり、自由な外出もままならぬ状況なども相まって、不満・いら立ちの捌け口として家庭内の弱者に対して暴力を振るう事例が増え、またその程度も深刻なものとなっているように見受けられる。

労働問題も然りである。助成金や協力金を得て経営努力もして何とか経営を維持していた中小企業・事業主も、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が長期間となるにつれ、飲食店を中心に、閉店するお店が増えてきている。この問題は、たとえ新型コロナ禍が今後収束していったとしても、かえって自助努力のみが求められることによって、凧の糸が切れるように、整理解雇や雇止めひいては倒産が増加し、労働者の雇用をますます守れなくなっていくことが懸念されるところである。

2　新型コロナ禍に伴う新しい問題も生じている。ワクチン接種は、国を挙げての喫緊の取組ではあるものの、副反応の問題、そして何よりも、接種しない人に対する差別や同調圧力が起きてしまっている。また、感染爆発ともいえる再拡大の状況からすると、「医療崩壊」の問題も深刻で、患者・医療従事者双方の人権問題となりかねない情勢である。

3　以上に加えて、憲法問題も頻出している感じがする。

新型コロナ禍に伴う各種自粛要請などは、営業の自由や移動の自由などに対し、法令の根拠なく、必要以上に過剰な制限をしてきているようにすら思える。また、緊急事態宣言の感銘力が低下してきていることから、法改正による規制強化、ひいては憲法改正による緊急事態条項の創設などの圧力が次第に強まってきているが、十分な議論なしには到底容認しがたいであろう。

4　コロナ関係以外に目を転じてみると、神奈川県にも多く存する基地問題に関係するものとして、本年の通常国会で成立した、いわゆる重要土地等規制法がある。この法律は問題が多く、運用いかんによっては過剰な取締を誘発することになりかねない。

また、外国人政策につき、管理強化を狙う入管法改正の動きは看過できない。社会の国際化の流れからすれば、むしろ各地域での多文化共生を目指し、在日外国人の基本法制定にこそ力を入れるべきではないだろうかと個人的には思うところである。

さらに、近時、性的マイノリティへの社会生活上の不利益やハラスメントがクローズアップされており、価値観の多様化を踏まえた、性的指向および性自認による差別を解消するための実効性ある立法が強く求められるところである。

これらの問題意識から、本年度、いずれの課題についても会長声明・会長談話を公表している。

5　以上のように列挙してみると、なかんずく現在の日本は「人権課題のるつぼ」のようにも思えてきて、残念ながら暗澹たる思いを禁じ得ない。しかし、これらはいずれも重要な課題で、決して目を背けることなく、しっかりと直視した上で早期に適切な対応をしていかねばならないものである。

「寛容な心を持って多様な人権が守られて共生する社会」と、「管理強化と自由制限によって国家目的を遂行する社会」と、どちらが望ましいかは言うまでもない。

我々弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現をその使命とし（弁護士法１条）、「身近で利用しやすく頼りがいのある弁護士・弁護士会」を目指して、人権擁護活動に一層取り組んでいく。

事件報告

受刑者の民事訴訟への出廷不許可処分に対する人権救済申立事件

事件委員会委員

1　はじめに

2021年５月19日、神奈川県弁護士会は、横浜刑務所長に対し、横浜刑務所に収容中の男性（申立人）が提起した民事訴訟について、当該男性の裁判所への出廷許可願いを２度にわたって不許可としたことにつき、人権救済制度に基づいて「要望」を出しました。

要望の内容は、具体的には、①収容者から民事訴訟への出廷許可願いが出された場合、出廷権の基本的権利性に鑑み、原則として出廷を認めつつ、例外として当該具体的事情の下で、出廷を許すことによって刑事施設内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのために出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限って出廷を不許可とすべきこと、②上記の運用のための具体的処理規程を策定し、不許可の場合には収容者に具体的理由を告知するなどして当該収容者の出廷権の実現に十分に努めることの２点です。

2　調査の経過

申立人から人権救済の申立てを受け、人権擁護委員会の委員である神奈川県弁護士会所属の弁護士３名が構成員となって事件委員会が発足しました。

事件委員会のメンバーは、刑務所に収容中の申立人から聴き取りを行い、また裁判所において申立人が提起した民事訴訟の記録を閲覧してその内容を確認するとともに、刑務所に事実関係の照会を行うなどして調査を進めました。

そして、委員による検討・議論を踏まえて、事件委員会は調査結果を人権擁護委員会に報告しました。

3　人権擁護委員会が認定した事件の経緯

2019年３月14日、申立人は、国立の研究機関の研究員Ｙに対して慰謝料を求める損害賠償請求訴訟を横浜地方裁判所に提起した。

請求の概要は、2016年９月頃、Ｙが、横浜刑務所に収容中の申立人に対して成人矯正に関するアンケートを依頼し、申立人がこれに回答した際、申立人がＹに対して自立支援施設や信用情報機関など複数の機関への取次ぎを行うことを依頼したにもかかわらず、Ｙがこの約束を完全には履行しなかったという主張に基づくものである。

裁判所により、訴訟の第１回期日は2019年５月15日と指定された。

これに先立つ４月15日、申立人は、横浜刑務所長に宛てて裁判所への出頭（出廷）許可を願箋提出により願い出たが、同日頃、横浜刑務所長はこれを不許可とした。そのため、申立人は、５月15日に開かれた第１回期日に出廷することが出来なかった。

５月16日、申立人は裁判所より第２回期日が５月29日に指定された旨及び次回も不出頭の場合には訴えの取下げがあったものとみなされる旨の期日呼出状を受け取った。

そこで、５月17日、申立人は、当該期日呼出状を添えて、横浜刑務所長に宛てて裁判所への出頭（出廷）許可を願箋提出により再度願い出たが、横浜刑務所長は再びこれを不許可とした。その結果、申立人は５月29日に開かれた第２回にも出廷することができず、民事訴訟法263条に基づき訴えの取下げがあったものとみなされた。

4　裁判所に出廷する権利（出廷権）

（1）憲法上の権利

憲法32条は「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」と規定しており「裁判を受ける権利」を保障しています。裁判を受ける権利は、憲法や法律上の権利・自由を実現するための権利であることから、非常に重要な基本的人権であると位置づけられています。

また、憲法82条１項は「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」と定めています。

これらの規定から、裁判のために裁判所に出廷する権利（出廷権）もまた、憲法上保障された重要な権利であると一般には考えられています。

（2）刑務所長による出廷権の制限

それでは、刑務所に収容中の受刑者においてもこのような出廷権が無制限に認められるべきでしょうか。この点は、刑務所の刑罰が何のためにあるのかという点から考える必要があります。

懲役刑は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる刑罰であり（刑法12条２項）、受刑者を社会から隔離し一定の労役を科すことによって受刑者の改善・更生を図ることを目的としています。

したがって、裁判所への出廷権も憲法上重要な権利である一方で、懲役刑によって人身の自由が制限されることもまた憲法上想定されたものといえます。このことからすれば、受刑者の出廷権も無制限ではありません。

（3）受刑者の出廷権の制限が許される条件

したがって、懲役刑の執行という目的のために必要な範囲で、刑事施設の長は、その出廷の拒否を決する一定程度の裁量を有するものと考えられます。受刑者が民事訴訟への出廷を求めた際の許否の判断基準としては、昭和35年７月22日付け矯正甲第645号法務省矯正局長通達「収容者提起にかかる訴訟の取扱いについて」という通達があり、刑務所長は、具体的事件における出廷の必要性の程度及び出廷の拘禁に及ぼす影響の程度等を勘案して、その裁量により期日出頭の許否を決定するものとされています。

5　本件における判断のポイント

（1）刑務所側が出廷拒否とした理由

受刑者を民事訴訟のために裁判所へ出廷させることは、懲役刑の作業を中断させるだけではなく、限られた刑務所職員の人数を割いて対象者を裁判所へ護送することが必要となります。そのため、刑務所側が出廷許否の判断を行うにあたっては、受刑者の懲役刑への影響や、刑事施設の規律及び秩序に及ぼす影響との調整を図る必要もあることは否定できません。

しかしながら、本件では、事件委員会の照会に対する刑務所側の回答によれば、受刑者の出廷を許可するか否かについては、先ほども述べた「収容者提起にかかる訴訟の取扱いについて」に基づき刑事施設の長が判断しているとの回答であったものの、本件の具体的な判断理由については「管理運営上の支障があると認められたことによるものである」とのみ回答されていました。これではどの程度具体的に検討されたのか全く明らかではありません。

（2）申立人が提起した民事訴訟の内容

申立人の民事訴訟は、法律構成として不明瞭な部分はあるものの、基本的には法的に説明できる内容となっていました。

また、申立人が刑務所内で提起した民事訴訟はこれのみであったこと、申立人がもし出廷していれば被告との間で和解が成立していた可能性もあったことからすれば、本件の訴訟が申立人による濫訴であるとまではいえず、相当程度の中身のある訴訟であったといえます。

（3）法テラスの利用等

本件のような民事訴訟に関していえば、弁護士などの訴訟代理人を選任して訴訟を追行することも可能です。また、資力が十分でないために弁護士に依頼することができないという場合であっても、法テラスを利用することで弁護士に依頼するという途も開かれています。申立人はこれを明確に認識していたものの、特に理由なく自らの積極的意思で利用していなかったという事情はありました。

また、今回は申立人が裁判所に出廷できなかったことにより取り下げられたとみなされてしまったものの、再度同じ内容で訴訟提起することは可能であったため、本件であれば出所後に訴訟提起するということも可能ではありました。

（4）まとめ

以上のような事情を総合的に考慮した結果、人権擁護委員会は、横浜刑務所長が申立人の裁判所への出廷を２度にわたって不許可とした本件の判断が、刑務所長による裁量を逸脱した不当な処分であり人権侵害であると結論付けました。

もっとも、具体的な意見としては、勧告よりも一段軽い要望に留めることとなりました。これは、横

浜刑務所でこのような出廷権の制限がどの程度行われているのか、今回の調査では十分に明らかにならなかったことも理由の一つです。そのため、将来的に同種事案が発生した場合には、次回は勧告や警告といったより強い内容となる余地も十分にあるものと考えられます。

6　調査を通じての所感

受刑者の出廷権の制限は古くから議論されていたところであり、これに関する裁判例や他の弁護士会での人権救済申立て事例も散見されます。

2007年10月24日、日弁連は「刑事被拘禁者が民事訴訟に出廷できない運用の改善を求める意見書」を公表するとともに、法務大臣・法務省矯正局長・東京拘置所長宛てに同年11月６日付け勧告書（日弁連総第62号）を出しましたが、その中で「原則として出廷を認めつつ、例外として当該具体的事情の下で、出廷を許すことによって刑事施設内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのために出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限って出廷を不許可とするべきである」との意見が述べられています。

本件は、2007年に日弁連が打ち出したこの基準に沿って判断を行うよう横浜刑務所に要望を行ったものです。同種事案としては神奈川県内では実質的に初めての人権救済申立て事件ではないかと思われますが、同種事案の申立てが今後発生しないか注視していくことが必要と考えています。

部会報告　憲法問題及び基地問題調査研究部会

登戸研究所訪問記

委員　山岡　遥平

2021年７月１日、憲法基地部会にて川崎は生田にある登戸研究所を保存した資料館、明治大学平和教育登戸研究所資料館を見学した。

恥ずかしながら、私は、この研究所の存在自体、知らなかった。私と同じように知らない人（いない？）のために、簡単に登戸研究所を紹介したい。登戸研究所とは、「旧日本陸軍が秘密線のための兵器・資材を研究・開発するために設置した研究所」（明治大学平和教育登戸研究所資料館ガイドブックより）である。地元の若者も、雇員・工員として雇われ、業務内容の危険性に応じて加給が行われる等、比較的給与待遇はよかったそうで、地元に根付いていたそうだ。

そもそも、明治大学生田キャンパス自体、旧登戸研究所の敷地内に建てられており、この資料館の建物は、登戸研究所の第二科の実験棟のひとつを用いている。

展示内容は、秘密戦、すなわち、スパイ活動、スパイ防止、謀略、宣伝をしていた登戸研究所の研究内容を紹介すると共に、この秘密に包まれていたはずの研究所の姿を明らかにした川崎の市民の活動を紹介しているものだ。

特に印象に残ったものを紹介したい。まず、第二展示室にある、風船爆弾だ。和紙をこんにゃく糊で貼り合わせた風船に水素を充填し、爆弾を搭載したものを放ち、偏西風に乗せてアメリカ本土に投下する、というものだ。「こんなの成功するのか？」と思うかもしれないが、時の研究者が考えたこの風船爆弾、強度と密閉性を持つ和紙とこんにゃく糊という素材を使い、気圧変化を用いた「高度維持装置」なる装置を搭載し、二昼夜にわたって空を舞い、約10000発中、1000発以上が米国に着弾したと推定されている。当然被害も出る。打ち上げ時の事故及び、着弾したアメリカ合衆国のオレゴン州で６人の死者

が出ている。この兵器の製造には、気球の製造を行った女学生など、さまざまな人が携わっており、比較的給料がよく、地域に根ざしていたというこの登戸研究所の性質と恐ろしさが良く表れている。

さらに恐ろしいのは、この風船爆弾に牛疫のウイルスを乗せよう、という計画があったとのものだ。実際に製造に携わった人々も、この計画が実施されたか否かは気がかりだったそうだ。

また、この他にも開発されていた、という兵器のおぞましさ、下らなさも、戦争の狂気を感じさせる。牛疫ウイルスのほか、毒蛇や植物の毒、植物用の細菌などの生物・化学兵器や、スパイ活動のための秘密カメラ、秘密インキなどは実用性もあるものだ。実用性のないものでは、強力な電波を使用して人体を攻撃する兵器にはじまり、ただの棍棒や、釘バットならぬ五寸釘を取り付けた棍棒、竹槍などもあり、このような凡そ愚にもつかないものを多額の資金を投じて開発していたのだから、戦時の狂気としか言い様がない。

次に、この研究所の内容を明らかにした過程の展示だ。この研究所は秘密戦に関するものだったため、敗戦後、直ちに証拠隠滅の指令が下り、各種機具や資料は破棄された。化学兵器や生物兵器の開発も行っていた登戸研究所だが、米国の「ギブアンドテイク」によって免責され、米国が必要な情報を関係者から聴取し、技術はベトナム戦争や朝鮮戦争で用いられたという。一般には口を閉ざす関係者が多い中、高校生をはじめとした市民の聞き取り活動によって、少しずつ関係者が口を開き始める。そこからも様々施設の保存に向けた運動等があるのだが、今の展示に繋がっている。

展示の中に、研究所の元職員の証言の中に、以下の様な内容のものがあった。当時は戦争に勝たないと自分たちが滅びてしまうと思ってやっていた、今思えば、人間はややもとすると愚かな戦争も簡単に行ってしまうものだということを忘れてはいけない、というものだ。

市民の中に根付いており、地元住民の生活を支える側面もあった登戸研究所という危険な兵器の研究所で、危険な兵器の開発や、偽札の製造に携わっていたという記憶の苦さ。戦争の持つ悲惨さは、単に物理的な破壊をもたらすだけではないということを改めて考えさせられた。

このような戦争や基地に関わったという事実と記憶は、全国でも沖縄に並ぶ基地所在都道府県である神奈川県がこの先、抱えていかなければならない記憶で、基地問題に通じるところだろう。

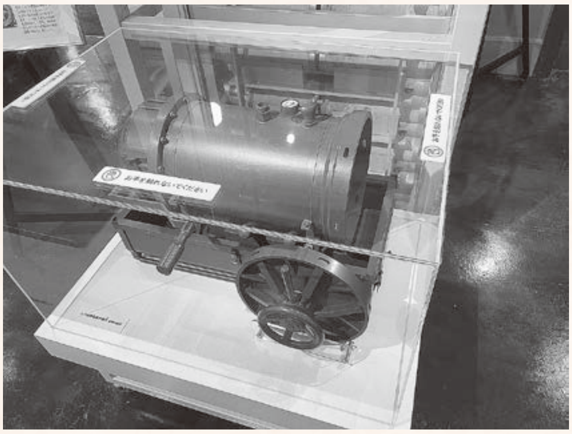

部会報告　憲法問題及び基地問題調査研究部会

重要土地等利用規制法で市民運動はどうなるか

委員　福田　護

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」が、通常国会最終日の2021年６月16日未明、参議院本会議で強行可決された。

この法律は、「重要施設」と呼ばれる自衛隊・米軍基地などの機能を阻害する行為の防止を目的としている。それなのに法律には何が機能阻害行為なのか全く規定がなく、政府が閣議決定で定める基本方針で示されることになっており、国会審議でも電波妨害など２、３の例が挙げられただけで、空中戦に終わった。基地周辺住民の土地・建物の利用が機能阻害行為とされれば、罰則付きの中止勧告・命令までなされる重大な問題なのに、である。

市民の行う基地監視活動や抗議行動などが規制の対象になるかも、あいまいなままである。代表的な国会答弁は、「外部から見たり写真を撮るなどや、平穏に集会やその準備を行っている場合、機能阻害行為として勧告・命令の対象にはならない」というにとどまる。基地前の座り込み、海上での抗議行動、航空機進入直下での実力行動など、どのような取扱いになるか分からないし、少なくとも規制の威迫効果は無視できない。

注意を要するのは、基地の周囲約１ｋｍの範囲で指定される「注視区域」内に、土地・建物を所有していればもちろん、建物を賃借している場合でも、その「利用の状況」について総理大臣の調査の対象になり、必要ならその所有者や賃借人だけでなく「その他の関係者」も広く情報収集の対象とされることである。注視区域に市民グループが事務所を借りていても、「土地等の利用者」であるし、その「関係者」もまた調査の対象となる。

収集される情報の内容は政令に委ねられて法律上の限定はなく、情報の収集先は政府関係機関や地方自治体全体に及ぶ。それでも不十分ならば、総理大臣は、「土地等の利用者その他の関係者に対し」、報告や資料提出を求めることができ、違反すると処罰が待っている。

そして、この法律によって政府は、膨大な情報を集約することになるし、その情報を警察、公安等と共有することも可能だとされている。ここに、基地周辺監視国家が成立する。

この法律は、2022年６月１日に基本方針の策定や土地等利用状況審議会に関する部分が施行され、９月１日に全面施行が予定されている。稀代の悪法から市民の人権を守る取組が求められている。

部会報告　すべての性の平等に関する部会

親権制度をめぐる法制審について

委員　斉藤　秀樹

2021年３月、上川陽子法務大臣が法制審議会に対し離婚後の養育についての制度の見直しを諮問した。面会交流や養育費など幅広い論点も想定されているが、最大の争点は、共同親権への転換であることは明らかである。

我が国は、これまで離婚後単独親権制度をとってきた（民法819条）。一方、海外は、1980年アメリカ／カリフォルニア州法で法制化されたことをきっかけに多くの国で共同親権制が導入されていった。背景には父権復活運動があるといわれているが、諸外国の立法例をみると、現段階では、ひと口に共同親権といっても内容は区々であり、時代とともに変化をしていく立法例もある。

◆諸外国と日本の違い

諸外国の実態はどうか。離婚後の共同養育や面会交流時に殺人事件が多発している。米国では、2008年から毎年60件以上、累計で800件以上もの殺人事件が発生している。元配偶者への復讐とも言われている（center for judicial excellence）。このため米国でも、子どもの安全が監護権と面会交流権の司法判断における最優先事項であるとの決議（2016年）がなされている。2006年に共同親責任の名の下、フレンドリーペアレンツ条項（別居親に友好的態度をとらない同居親から親権監護権を奪う制度）も定められ、DVや虐待の主張が封じられる一方で、両親の関与が強くもとめられていたオーストラリアも弊害が顕著であるとして、2011年に同条項を廃止し、さらに2019年以降、子の安全を最優先の課題とする法制度にシフトしつつある。そして、2020年には英国司法省は膨大な調査にもとづいたレポートを発表し、DA（ドメスティックアビューズ家庭内での虐待行為）について、裁判所はこれまで子どもの手続関与を妨げてきた、交流促進に偏った判断をしてきた、他の機関との連携を怠ってきたなどの最終意見を出し、司法省は今後、具体的改正へと進むと思われる（判例時報2484号「離別後の子の養育について一英国司法省の報告書を中心に　藤村賢訓・小川富之）。つまり、共同親権共同養育を採用してきた諸外国ではその歪みを改めようという段階に至っているのである。

では日本はどうか。日本は毎年ほぼ20万件の夫婦が離婚し、うち約12万件に未成年者の子がいて、両親の離婚に直面する子の数は年間約20万人で、その結果、単独親権から共同親権に変更となると影響を受ける未成年者の数は推定で200万人に上る（厚労省／人口動態調査）。離婚後の親権制度の変更はこれほど多くの子ども達に影響を及ぼす大きな法改正であることをまず、認識する必要がある。

我が国は、離婚後単独親権制度をとってきたが、離婚後の監護のあり方については、両親が協議して定めること前提としているのであり（民法766条１項）、９割を占める協議離婚とともに日本独自の制度となっている。実際、面会交流については裁判所や弁護士の関与はおろか何の取り決めもないが実施できている割合が19％ほどを占めている（厚労省平成28年「全国ひとり親家庭等調査報告）。別居親が交流を求めていない割合（14％）も斟酌すると４分の１ほどの事案では、こと面会交流については何ら争いがない事案だったといえる。問題は残りの75％である。この点近時、行われた実態調査（2021年「未成年期に父母の離婚を経験した子どもの養育に関する全国実態調査とその分析」日本加除出版・棚村政行・青木聡・友田明美・山口慎太郎）によると、離婚後面会がない、又は、途中で途絶えた事案で、子はその原因をもともと疎遠で交流希望がなかったからとか、金銭的援助がなかったことを挙げているケースが多く（約40％）、さらに、面会交流がなかったことで自己肯定感が下がったことも、落ち込んだことも、孤独感を感じたこともなかった（いずれもおよそ約40％）というのであるから、現状の監護の実態が子の福祉に反するという状況にはないことが

明らかになっている。
　そうした現状で果たして200万人もの子ども達全体に影響を与える法改正は必要なのだろうか，疑問である。

◆議論の問題点

　法制審で議論している共同親権の内容は、離婚後も両親の間を行き来するというような共同養育だけでなく、子に関する重要事項の決定に際して、別居親にも一定の関与を与えようとする法制度の検討である。典型的なのが居所指定、さらに進学先や習い事や高額な医療（矯正歯科など）に関する決定である。些細なことでも意見があわず、口論となるような二人が離婚したら冷静に協議できるのか、二人の意見が合わなかったらどうするのか、結局、力の強い当事者の意見が通ることになり、別居前と同じことになるのではないか、それが子の利益になるのかという疑問が払拭できない。後記のとおり、ＤＶの本質は相手を支配・コントロールすることであるとするなら、まさに支配・コントロールする口実を与えることになり、同居親の監護の質が低下することになりかねない。そこに、子の最善の利益が見いだせるのだろうか。
　こうした議論のなかでよく登場するのが離婚後の親子については、ＤＶや虐待事案を例外的ケースとしてとらえ、その余については原則的規範を考えればいいという意見である。しかし、まず、身体的ＤＶをＤＶの中心にとらえる理解は誤りである。ＤＶの本質は暴力ではない。力による家族の支配とコントロールがＤＶの本質であり、暴力は支配のための手段に過ぎない。だから、精神的暴力も経済的暴力も性的暴力も、さらに社会的隔離もＤＶなのである。さらにまた、非身体的暴力は被害が軽いというのも誤解である。子に与える悪影響は、身体的暴力よりも面前ＤＶ、とくに暴言ＤＶを見聞きすることの方が子の脳に与える影響は６倍も深刻であるとの知見がある（友田明美：平成28年自由と正義 Vol66. No.6）。単純に原則例外をきりわけることができるものではない。
　また、離別後の不適切な交流自体が、高葛藤ＤＶを招来することも報告されている。米国で長年に渡ってＤＶ被害者支援を行ってきた森田ゆり氏よると、離婚当初はＤＶも虐待もなかったが、離婚後頻繁に関わり合いの機会が増えることで、葛藤が高まり、その結果、両親の狭間にいる子が自分のせいで両親が不仲になったと自責の念を強めてしまうという事案を多く見てきたとのことであった。離婚後は距離をおき関わりを持たないことで、感情的な葛藤が収まっていく。不適切な共同監護や面会交流はこれに逆行することになる。

◆今後の議論

　６ヶ月以上経過した法制審での議論に当事者の声が十分届いているとは思えない。ロビー活動は一見すると活発なようであるが、ＳＮＳでは「実子誘拐」「身代金目的誘拐」など脱線気味である。さらに、近時は当事者が各地の家裁や法律事務所前で街宣活動を行うにまで至っている（桜の会https://sakura-085.club/）。こうした表だった活動に同居親が参加することはほぼない。経済的にも時間的にも余裕がないことに加え、離婚が成立してもなお心理的ＤＶ被害が現在進行形で存在していることに対する不安が強いからだ。この点が性暴力被害者がフラワーデモという形で自ら顔を出して被害を訴えることで共感を得て法改正に向けて大きな力になっていることとの違いである。政治家やメディアの同居親へのシンパシーが低いのはこうした事情もあると思われる。その小さき声を拾い届けるのも当事者の実態を知る実務家の役割だと考え、活動を続けていきたい。

部会報告　外国人の権利に関する部会

【寄稿】名古屋入管スリランカ人女性死亡事案から見えるもの

未来入管フォーラム代表（元入国審査官）　木下　洋一

2021年３月６日、名古屋出入国在留管理局において収容中であったひとりのスリランカ人女性が、33歳という若さで亡くなった。（なお、報道等では実名で報じられているものの、故人についてはすでに極めてプライベートな情報までも公にされていることから、プライバシーに配慮し、ここでは実名は出さないこととする）

この女性は留学生として来日し、その後、オーバーステイとなり、2020年８月に名古屋入管に収容。収容中に体調が悪化し、本人や支援者らが点滴や治療のために仮放免等を求めるも、結局、点滴も仮放免もされることなく亡くなったとされる。彼女の死については、もし名古屋入管が適切な治療を行っていれば、その死は避けられたかもしれないとして、メディア等でも大きく報道された。また、折しも改正入管法案が国会に提出されていた真っ只中で起きた死亡事案ということもあり、野党もこぞってこの問題を取り上げた。同法案が事実上の廃案に追い込まれた一つの大きな要因として、この女性の様子が記録されているとされる入管施設内のビデオ開示の是非があったと言われている。さらに、このビデオの開示を求める５万筆を超える署名が集まるなど、社会的にも大きな関心を呼んだ。

しかし、実は入管施設での死亡事案は今回が初めてではない。これまでも入管施設では、自殺者も含めて多くの被収容者が亡くなっている。

なぜ、被収容者の死が後を絶たないのか？

現行法上、いわゆるオーバーステイ（超過滞在）や不法入国など退去強制事由への該当が疑われる者には収容令書が発付され、原則としてすべて収容した上で退去強制手続が行われる。その上で法務大臣がその者の在留を特別に許可すべきと判断した場合は在留特別許可が付与されるが、そうでない場合は退去強制令書が発付され、入国警備官は、速やかにその者を送還しなければならない（入管法52条３項）。

亡くなったスリランカ人女性も、当初は本国への帰国を希望しており、その上で退去強制令書が発付されている。しかし、その後、彼女は収容前に同居していた同国人の元恋人から本国に帰国した後に危害を加えるというような内容の手紙を受け取ったとし、支援者らとの面会を重ねる中で、帰国希望から在留希望に翻意したとされる。ただ、入管法上、退去強制令書が発付された者は、原則として送還可能なときまで収容されることとなっており（入管法52条５項）、彼女の収容が解かれるのは、仮放免しかない。しかし、彼女についてはついに仮放免は許可されることなく、施設内で息を引きとった。

被収容者処遇規則30条には「所長等は、被収容者がり病し、又は負傷したときは、医師の診断を受けさせ、病状により適切な措置を講じなければならない」とある。入管が収容主体である以上、被収容者の健康と生命に責任を負うのは当然である。

しかし、その一方で、そもそも入管収容施設は長期に人を留め置くことを予定している施設ではない。当然、医療体制にも限界がある。

いわゆる全件収容主義のもと、退去強制事由該当容疑がある者は基本的に収容された上で退去強制手続を受けるが、収容令書による収容は原則30日、最長でも60日にすぎない。また、退去強制令書が発付されても、その者は「速やかに」送還されるはずである。このように入管収容施設は、あくまでも送還が執行されるまで一時的にその者を留め置く施設であり、いわば送還までの待機場所にすぎない。そのため、一定の刑期があり、受刑者に対する継続的な健康管理のため医療刑務所の設置等、ある程度充実した医療体制が要求される刑務所と比べて、入管収容施設の医療体制は簡易なものとならざるを得ない。（今回、女性が亡くなった名古屋入管にしても、庁内医師は非常勤で、診察は週２回、１日２時間で

あったとのことである。）

しかし、実際には退去強制令書が発付されていても送還に応じない者もおり、その結果、収容が長期化するケースも多い。今回、名古屋入管で亡くなったスリランカ人女性も、収容は約８カ月間に及んでいた。とはいえ、以前は、収容が半年や１年続くと、さすがにこれは人道上よろしくないだろうということで、入管は仮放免を柔軟に運用していた。ところが、東京五輪の招致が決まり、安心・安全な社会の実現の掛け声のもと、入管は仮放免を一気に厳格化させ、結果として収容は長期化した。仮放免をせずに収容を続けることによって、諦めて帰国することを狙ったものである。もちろん、それによって帰国に転じる者もいるが、中には反発する者も当然出てくる。外国人の側からしてみれば、それまで柔軟に認められていた仮放免が突然認められなくなったということに、強い不公平感を覚え、納得がいかないと感じるのも当然であろう。

このような長期間の収容と「納得感のなさ」は、被収容者のストレスを増幅させ、心身に過大なダメージを与える。しかし、それをケア、サポートできるだけの医療体制が入管には整っていない。結果として、今回のような死亡事案が多発することとなる。

もっとも、医療の専門家でもない入管職員ができることも限られている。職員は医療のプロである医師等の指示を受けながら被収容者の処遇に当たるしかない。しかし、脆弱な医療体制の中、被収容者のストレスの矛先は常に現場の職員に向う。それを受け止める職員のストレスも相当なものであろうということは想像に難くない。収容の長期化は、被収容者、現場の職員双方に過大なストレスを与え続けているのである。

今回の名古屋入管における死亡事案を受け、入管局は最終報告書をまとめ、再発防止策として、職員の意識改革や、医療体制の整備・強化等をあげている。もちろん、それらも大切なことであろう。しかし、このストレスそのものを緩和、除去し、被収容者と職員との間に一定の信頼関係を取り戻さない限り、今回のような死亡事案はなくなることはないだろう。

では、どうしたらよいか？

まずやるべきことは、全件収容主義の見直しではなかろうか。現行法では、法違反者はすべからく収容し、送還可能なときまで収容するのが建前であり、その上で仮放免は入管の裁量判断で行うというものである。しかし、90％以上の人たちは自発的に帰国している。ならば、むしろ収容を前提とせず、例えば、逃亡や犯罪のおそれのある者だけを例外的に収容する方が実情にもあっているし、収容コストの面からも合理的であろう。収容を絞り込むことによって、被収容者、職員（及び入管医療従事者）双方の心身の負担も軽減されるはずである。

その上で、外国人の側にも送還に応じる義務を課すべきであろう。（もっともその前提として、難民認定や在留特別許可等の判断過程を透明化、適正化することが不可欠であるが、紙幅の関係上、それについてはここでは触れない）退去強制令書が出ているにも関わらず、それに従わず、仮放免を見越して安易に在留を希望することができるようでは、いわゆる「ゴネ得」を許すことにもなりかねない。

いずれにしても、全件収容主義や退去強制手続等々入管法の基本的骨格は、この法律が敗戦直後にポツダム政令として産声をあげて以来、ほとんど変わっていない。今回のスリランカ人女性の死や、繰り返される数々の入管施設内の被収容者の死は、そのような古い制度の「ひずみ」をずっと放置し続けてきた結果としての悲劇的な犠牲であるのかもしれない。二度とこのような悲劇を繰り返させないためにも、入管制度の抜本的な見直しが迫られている。（なお、全件収容主義の見直しについては、佐々木入管庁長官が朝日新聞のインタビューで言及しており、その実現に期待したい）

部会報告　働く人の権利に関する部会

ハラスメント・アンケートの分析・総括と弁護士会の意識改革について

委員　松本　育子

1　はじめに

近時、政治家や著名人らによるセクシュアルハラスメント、女性差別発言が度々報道され、抗議の声があがっています。世論の批判が高まって初めて、発言者がやむなく謝罪に追い込まれるというケースが頻発していますが、これらに共通するのは、当該発言をした本人は、自分の言動のどこに問題があったのかわかっておらず、自覚がないという点です。

直接的な女性蔑視発言でなくとも、性差別の意識が透けて見える発言を耳にすることも少なくありません。こうした発言の根底には、職場など、所属する組織における役職等の配置が男性中心で構成されることが多く、「男性優位は当然」、「女性を下に見ても許される」という社会や集団の潜在的意識があることが指摘されています。

弁護士も例外ではありません。働く人の権利に関する部会では、こうした問題意識から、弁護士、弁護士会が司法に携わる者として、自らの襟を正し、誰もが性差別やハラスメントを受けることなく安心して仕事ができるよう、取り組んできましたので、近時の活動をご紹介したいと思います。

2　ハラスメント・アンケートの実施

神奈川県弁護士会では、ハラスメントに対する会員の意識やハラスメントの実態を調査し、ハラスメント防止のための有効な方策等について会員から広く意見を集約するため、2018年度に当会の弁護士全員を対象として、アンケートを実施しました。

アンケートの内容は、働く人の権利に関する部会が中心となって案を作成し、両性の平等に関する部会（当時）と合同での検討をふまえて質問項目や回答方法等を精査し、人権擁護委員会、男女共同参画推進本部でのご意見もいただいたうえで完成しました。概要、次のとおりの質問で構成されています。

A　まず、回答者の属性、所属事務所の人数・構成等に関する質問をした上で、

B　「『女性（男性）がお酌した方が、お酒がおいしい。』と飲み会の席上で発言すること。」、「採用面接において、結婚や出産の予定、理想とする子どもの人数を尋ねること。」といった言動の例を13項目挙げて、それぞれハラスメントにあたると思うか・思わないか

C　セクハラ・パワハラの被害実態に関するアンケート項目として、

（1）具体的なセクハラ・パワハラの被害体験や見聞したケースがあるか
（2）セクハラ被害・パワハラ被害の各具体的内容
（3）最も深刻であったハラスメントの種類
（4）ハラスメントが起きた時期
（5）行為者がどのような人か
（6）その行為によってどのような影響を受けたか
（7）被害を受けた後、どのような行動をとったか
（8）行動をとった結果、どうなったか
（9）何もしなかった場合、何もしなかった理由

D　ハラスメント削減・防止のための具体的方策に関する質問として、

（1）当会にハラスメント相談窓口があることを知っているか
（2）同窓口に相談した場合の手続の内容を知っているか
（3）実際に被害にあったら同相談窓口に相談するか
（4）相談をしないとすればその理由
（5）当会でハラスメントを未然に防止するため最も効果的だと思う取り組みは何か

以上の質問項目について、選択肢から選んで回答できるようにし、質問によっては、そのほかにも自由記載欄を設け、回答者が各自の問題意識等を任意に記述できるように工夫しました。

3　アンケートの集計結果と分析・総括

ハラスメント・アンケートに対する回答の集計結果をふまえた分析・総括の重要なポイントについて、以下、述べたいと思います。

（1）実体験または見聞体験の割合

セクハラ・パワハラの被害体験がある、または、見聞したことがあると回答した者は、回答者全体の半数を超える割合にのぼりました。

（2）ハラスメントの具体的内容

セクハラ・性差別の内容としては、就職活動において性別を理由として評価・発言・選考をされた、女性を軽んじる考え方や意識が透けて見える発言をされた、人前で、年齢・結婚・出産・子ども（予定も含む。）について尋ねられたというケースについての回答が多くありました。

これらのセクハラの共通した特徴は、性的差別意識に基づく不快な発言によるハラスメントであるという点です。性的差別意識に基づくハラスメント発言は、潜在的なものも含め、発言者において「その発言はハラスメントである」という自覚がない場合も多く、その無理解、無自覚に根深い問題があります。

また、パワハラの内容においては、ミスをしたときに、人格否定するような発言をされた、威圧的態度により言動を制限された、特定の意見や価値観を押し付けられた等の回答が一定数集約されました。

（3）ハラスメントによって、どのような影響を受けたか

ハラスメント被害を受けた結果、行為者に対し、不信感を持つようになった、気持ちが落ち込んだ・憂鬱になった、仕事をする意欲や、やる気が低下したとする回答が多数を占めました。

（4）どのような行動をとったか

ハラスメント被害を受けても、何もしなかったという回答が最も多く、その次に多かったのが、行為者を無視し、避けたという回答でした。被害者の過半数がハラスメントについて他者に相談をせず、または、相談をすることができずに、やり過ごしているという実態が浮き彫りになりました。

（5）行動をとった結果、どうなったか

ハラスメントに対し、何らかの行動をとった結果、解決したり、好転したりしたケースが合計で半数を超えました。しかし、その一方で、状況が悪化したり、報復・嫌がらせを受けたりしたケース（二次被害）もあり、また、相談をしても対応がなされないまま、放置されたケースや、状況に変化がなく現在もハラスメントが続いているというケースも一定数ありました。

（6）何もしなかった場合、その理由

ハラスメントに対し、何もしなかったというケースでは、その理由を質問しました。人に相談しても、解決するとは思わなかったからというものや、相談することで、さらなる不利益や被害（二次被害）を受けるかもしれないと思ったからという回答が多くありました。ハラスメントを受けた被害者が、誰かに相談したくても相談の効果が見通せない、行動を起こした場合の二次被害が心配で何もできないでいるという苦しい状態に置かれている現状が明らかになりました。

4　弁護士会の意識改革の実現について

（1）上記ハラスメント・アンケートの集計結果をふまえ、働く人の権利に関する部会では、まず、アンケート集計結果と分析・総括をとりまとめ、提言を加えた文書を弁護士会に提出し、会員全員に共有して周知徹底を図りました。

（2）臨時総会において、資料を配布し、部会長から報告を行うとともに、会員に対して説明を行い、ハラスメント撲滅に向けた注意喚起を実施しました。

（3）2021年度においては、会員全員を対象として定期的に実施される倫理研修に、ハラスメント防止研修を導入し、会員各自に理解と自覚を促し、ハラスメントを防止する対策を実施することになりました。

5　今後に向けて

このようにして、働く人の権利に関する部会が中心となって取り組んできた2018年度のハラスメント・アンケート実施から始まるいくつもの取り組みが、2021年度の倫理研修へのハラスメント防止研修導入へとつながり、ここに結実することとなりました。ここまで携わってくださった全ての皆様のご協力に心から感謝を致します。部会員一同、今後も上記研修の実施に向けて、引き続き尽力していきたいと思います。

部会報告　医療と人権部会

医療の分野における人権課題

委員　小林　展大

1　神奈川県弁護士会の人権擁護委員会の医療と人権部会は、医療の分野における人権課題を扱う部会です。

医療の分野においても、医療は医師が患者に与えるものではなく、患者が医師とともに医療の主体として実施する医療行為を自己決定できなければならず、そのために患者の権利が認められるべきことが認識されるようになったという患者の権利運動の歴史的背景があり、人権課題が存在するのです。

現在でも、各市民団体等により、医療事故調査制度改善に向けた駅頭宣伝活動（最近は新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施できていません。）、医療基本法制定に向けた市民運動等、患者の権利の確立に向けた各運動が展開されており、人権課題への取り組みがなされています。

しかし、私は、自問自答しました。神奈川県において、医療の分野における人権課題に少しでも取り組むことができているのか、と。確かに、患者の権利確立に向けて活動している各市民団体のみなさんたちと一緒に、上記の医療事故調査制度改善に向けた駅頭宣伝活動、医療基本法制定に向けた市民運動等に取り組んできたという経過はあります。しかしながら、神奈川県での医療の分野における人権課題に対する取り組みについては、従前の成年後見と医療同意というテーマでの取り組みをしたものの、まだまだ人権課題の取り組みを継続、発展させることができるのではないか、私は、そのように考えました。

また、医療の分野において取り組みたい人権課題があるのであれば、まさに人権擁護委員会の医療と人権部会が適任であると思うし、大変ではあるが、部会を自分で動かすくらいのつもりで活動してみると良いではないかという事務所の先輩弁護士からのアドバイスもありました。

このようにして、私は、少しずつでも医療の分野における人権課題に対する取り組みを継続、発展させるべく、医療と人権部会としても活動をしていくことができないだろうかと考えたのです。

2　医療と人権部会では、今までは、成年後見と医療同意をテーマとして、高齢者障害者の権利に関する委員会の委員からご意見もいただいて、成年被後見人についての医療同意を求められたことがあるか、医療同意を求められた場合にどのように対応したか等といったアンケート項目を作成して、会員に対してアンケートを実施しました。

このアンケートについては、本原稿執筆時点において集計中であり、今後は集計結果をどのように生かすか検討することになる予定です。

次に、医療と人権部会として今後も活動していくにあたっては、新たにテーマを決めなければなりません。もちろん、上記のように、今までは成年後見と医療同意というテーマでアンケートを実施したので、その集計という活動も残ってはいるのですが。

そして、部会の性質上、どうしてもテーマとなると、調査研究という性質が強いものになるのですが、テーマ候補としては、神奈川県における医療法上の医療事故調査制度の実態調査、ハンセン病問題、神奈川県内における刑事施設被収容者の個人情報開示、新型インフルエンザ特措法改正によるまん延防止措置の憲法上の問題点があがりました。

あとは、現実的な調査の可否、調査資料の入手の可否等を検討して、テーマを決めるということになりました。

そして、調査の現実的な可否を検討する中で、個別の人権救済申立事件を振り返ってみると、刑事収容施設において処方されている薬があわない、なかなか医師の診察を受けさせてくれない、

外部の医療機関で受診させてくれない等といった申立もあれば、実際に医療の問題に関して人権救済の勧告、警告等が出された事例もありますし、刑事収容施設における診療情報を開示すべきとする裁判例、判例も出ました。

また、刑事収容施設における医療の問題は、しばらく扱っていないし、実際のところ刑事収容施設における医療体制（矯正医官の人数、常勤・非常勤の別、診療科目、看護師及び准看護師の人数、手術の可否、外部の医療機関に搬送する基準等）がどのようになっているのかはよくわからないという声もありました。

このような経緯で、刑事収容施設の問題は、人権擁護委員会としてもなじみがあるという事情もあるし、個人情報の開示に限らずに、刑務所医療について調査研究してみようではないか、ということになりました。

そこで、医療と人権部会では、刑務所医療を新たなテーマとすることとしました。

3 テーマが決まると、次に、調査研究するうえで、調査資料、データ等を収集することが必要になります。

過去の刑務所との意見交換会のメモ、「矯正施設の医療の在り方に関する報告書」という法務省のレポート、「刑事施設の医療をいかに改革するか」（赤池一将編著、日本評論社）という文献は入手することができました。

また、2021年8月18日には、佐藤昌樹委員と刑務所医療についての意見交換会も実施しました。意見交換会では、横浜刑務所における医療設備、診察件数、外部通院、医療上移送の件数、診察を受けるまでに要する時間、薬の処方の実態、被収容者の診療情報の開示等の各問題点について意見交換しました。

そして、今後、横浜刑務所における最新の医療体制に関する情報については、刑務所に照会する、神奈川県弁護士会人権擁護委員会と横浜刑務所との意見交換会の時に質問する等の方法により情報を得ることを考えています。

このように、医療と人権部会では、新たに刑務所医療をテーマにしてから、本原稿執筆時までに上記のように調査資料、データ、刑務所医療についての情報等を収集して部会活動をしてきました。

また、調査資料、データ等を読んでみると、例えば受刑者が受診を求めても准看護師の資格を持つ刑務官が受診の必要性を判断してしまい、医師の診察を受けられない（事例によっては、医師の診察を受けられないまま受刑者が大動脈解離を発症して死亡してしまった。）という事例もあり、刑務所医療における問題点をいくつも知ることができます。

4 このように、医療と人権部会では、刑務所医療をテーマに調査研究をして、部会活動をしておりますが、今回テーマとして取り上げていない医療の分野における人権課題はほかにもあります。

一つ一つの人権課題について取り組んでいくことは、とても意義のあることだと思いますので、ぜひ医療と人権部会の部会員として一緒に活動していきましょう。

医療の分野においても、弁護士法１条１項の基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の使命を実現させようではありませんか。

委員会報告

2021年の人権擁護委員会の活動について

委員長　櫻井　みぎわ

人権擁護委員会では、人権擁護のための活動を行なっています。

中心となるのは、個人あるいは団体からの人権救済の申立を受けて、調査等を行う人権救済活動です。人権侵害と認められる場合、報告書を作成し、常議員会の議を経た上で、弁護士会として警告や勧告や要望などの措置を行います。ここ最近は毎月２件から３件の人権救済申立てがなされており、受刑者からの人権救済申立てがその多くを占めます。

2021年４月以降、本原稿執筆時までの間、１件の要望の措置を行いました。横浜刑務所の受刑者が、民事訴訟の原告として、裁判所への出廷を希望したにもかかわらず、同刑務所長が出廷を認めなかったことについて、人権侵害であるとした件です。詳しくは本冊子の事件報告をご覧ください。

その他の活動としては、委員会内の各部会等において（外国人部会、すべての性の平等部会、ＬＧＢＴチーム、働く人部会、医療と人権部会、憲法基地部会）、さまざまな人権課題の調査、研究、学習会の開催、意見の表明等を行なっています。

５月には、外国人部会が中心となり、入管法の改正をめぐり、その問題点を指摘し、改正反対の会長声明の発出に関わりました。その後入管法改正が阻止されたことは大きな成果でしたが、ご承知のとおり、スリランカ人女性死亡事件については、ビデオ映像も入管の文書もほとんど公表されないままであり、まず何よりも真相究明が強く求められます。外国人部会のメンバーは、入管での法律相談にも熱心に取り組んでいます。

また、本年の通常国会で、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案の国会提出が見送られたことを受け、すべての性の平等部会とＬＧＢＴチームは、性的指向や性自認による差別の解消法の制定を求める会長声明の発出に関わりました。

コロナ禍の終息も見通せませんが、この間多くの非正規労働者が職を失うなど、働く人をめぐる問題も深刻です。働く人部会では、さらに相談枠組みを広げることなどを検討しています。

医療と人権部会では、今年度、刑務所医療をテーマとした調査研究を始めました。人権救済申立において、受刑者から刑務所医療についての苦情が多く寄せられます。それに関連し、９月２日に横浜刑務所との間で懇談会を開催し、刑務所医療やコロナ対策について協議できたことは大変有意義でした。

憲法基地部会では、県内の米軍基地の見学を一通り終え、今年７月には登戸研究所の見学を実施しました。また、６月には重要土地規制法が成立しましたが、多くの基地を抱える神奈川県の弁護士会として、同法の問題的を指摘し、その運用を監視していく必要があります。

このように、目下多くの人権課題が山積していますので、今後も委員会として積極的な活動を行なっていくよう努めていきたいと思います。

私ごとですが、この夏、心がやや疲れたとき、つい保護猫を見に行ってしまいました。生まれたときからずっと一緒だという兄弟二匹を引き取ってしまい、すでにいる先住猫と合わせて三匹の猫と暮らし始めました。なんという無謀。ようやく子育ても終わりかけていたのに、やたら世話やら掃除やらが増え、すっかり振り回されていますが、委員会活動にも真摯に取り組む所存ですので、皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

（2021年９月５日記）